



訴 状

平成30年12月3日

長野地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 原 正 治

同 弁護士 原 史 織

- | | | |
|---|--------|----------------|
| 1 | 当事者の表示 | 別紙当事者目録記載のとおり |
| 2 | 事 件 名 | 損害賠償（住民訴訟）請求事件 |
| 3 | 訴訟物の価額 | 160万円 |
| 4 | 貼用印紙額 | 1万3000円 |

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、吉澤澄久及び深津徹に対し、連帯して金533万3652円及びこれに対する平成23年7月1日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

1 当事者等

- (1) 原告らは、長野県下伊那郡松川町内に住居を有する松川町の住民である。
- (2) 被告は、平成23年6月当時、長野県市町村総合事務組合(以下、単に「組合」という)の管理者であり、現在も同様である。
- (3) 訴外深津徹(以下、「深津町長」という。)は、平成23年4月27日から松川町の町長の職にある者である。
- (4) 訴外吉澤澄久(以下、「吉澤副町長」という。)は、平成23年6月1日以降、松川町副町長の職にある者であり、それ以前は、松川町の総務課長の職にあった。

2 公金の支出

(1) 退職手当の支払い

当時、松川町総務課長であった吉澤副町長が、松川町総務課長(一般職)を退職の上、平成23年6月1日付で松川町副町長(特別職)に就任するに際し、松川町は、吉澤副町長に対し、松川町職員退職勧奨要綱(昭和58年要綱第18号)(以下、「本件要綱」という。)に基づく退職勧奨の規定に基づき(甲1)、通常の退職金手当より533万3652円加算された退職手当(甲2・3)を支払った(以下、「本件退職手当の支払い」という)。

なお、本件退職手当の支払いは、遅くとも平成23年6月末日までに行われた。

(2) 組合の財務会計行為であること

組合は、地方自治法第284条1項・2項に基づき設立された一部事務組合であり、長野県内の全町村及び安曇野市をもって組織され、それらの職員に係る退職手当の支給に関する事務等を共同処理している(甲4)。そして、本件退職手当の支払いを直接行ったのは、組合である。

従って、本件退職手当の支払いは、組合の財務会計行為に該当する。

3 上記財務会計行為の違法性

(1) 本件要綱の対象外であること

ア そもそも、本件要綱は、第1条において、「この要綱は、本町職員の適正な構成、人事の刷新、勤労意欲の向上及び財政の健全化等に寄与するため、退職勧奨の実施について必要な事項を定めることを目的とする。」と定めており、一般職にあった職員がその職を辞して、特別職たる副町長に選任される場合には、退職勧奨の対象となる場合ではない。

イ 実際のところ、一般職にあった職員が退職して、町長、副町長及び教育長等の特別職に就任する場合に、退職勧奨に関する本件要綱が適用されて、退職手当が加算され支給された例はかつて存在しないと思料される。

(2) 本件要綱の規定する手続に反していること

ア 本件要綱は、第4条において、退職勧奨期間について下記の通り規定している。

記

第4条 退職勧奨期間は、5月1日から5月20日までとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに当たる場合はその都度とする。

(1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職及び過員を生じたとき

(2) 疾病等の理由によりやむをえないと町長が認めるとき

しかるに、本件は、平成23年5月23日に退職勧奨が実施されており、

原則とする期間から外れており，しかも例外規定に該当する事由は一切ない。

現に，情報公開により開示された後記の起案決裁文書において，第4条の該当する号数の記載がない（甲6の2）。

イ また，要綱は，第5条において，勧奨の方法を定めており，「退職の勧奨は，町長が退職勧奨対象職員に対し，口頭をもって告知すると共に文書で通知する。」と規定されているところ，口頭をもって告知されたか否かは知る由はないが，少なくとも文書で通知された事実はない。

ウ さらに，平成30年3月7日付の松川町情報部分公開決定通知書（甲5）に基づいて原告竹村幸宏に開示された，平成23年5月23日付当時総務課長吉澤澄久（現副町長）の退職届（甲6の1），当該退職に関する起案決裁文書（甲6の2），及び当該退職願（甲6の3）には，当時の松下副町長の押印が一切なく，深津町長と当時総務課長吉澤澄久（現副町長）が通謀して決裁を行ったことが推測しえ，しかも，上記書面の作成も平成23年5月23日ではなく，当時の松下副町長が退任した平成23年6月1日直後になされたことも十分推測しうるところであり，その場合には，日付を遡及して虚偽の公文書が作成された可能性もあるといえる。

(3) 以上から，組合の上記財務会計行為は，本件要綱の目的に反して退職勧奨規定を適用しただけでなく，退職勧奨規定の定める手続に反してなされた違法な行為である。

被告は，上記財務会計行為の違法性を見抜くことなく，漫然と退職金に関する事務及び支出を行ったものである。

4 吉澤副町長及び深津町長の責任

吉澤副町長及び深津町長は，本件退職手当の支払いが違法であることを知りながら，通謀して，本件退職手当の支払いにかかる松川町的意思決定に関与し，吉澤副町長をして違法に加算された退職手当を受給させたものであり（甲6の

1 ないし 3), これにより組合に発生した損害を連帯して賠償すべき義務がある。

5 組合に発生した損害

本件退職手当の支払いにおいて、当時の総務課長である吉澤副町長が違法に受給した退職手当の加算額は、市町村職員退職手当条例に基づく試算によると、次のとおり算定される（甲 2・3）。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ① 退職勧奨の適用のない通常の退職手当額 | 2 2 9 0 万 3 2 1 4 円 |
| ② 退職勧奨の適用のある場合の退職手当額 | 2 8 2 3 万 6 8 6 6 円 |
| ③ その差額（加算額） | 5 3 3 万 3 6 5 2 円 |

従って、組合は、上記加算額と同額の損害を被った。

6 住民監査請求の前置

(1) 前置

原告らは、平成 30 年 9 月 11 日、組合監査委員に対し、本件退職手当の支払いが違法であるとして、支出された金員を吉澤副町長及び深津町長に返還させることなどを求める住民監査請求をしたが（甲 7）、同請求は、請求期間の 1 年を経過し、かつ、1 年を経過したことに正当な理由はないことを理由として同年 11 月 6 日付で却下され、原告らはかかる却下通知を同年 11 月 8 日に受領した（甲 8）。

しかしながら、上記住民監査請求は、本件財務会計行為から 1 年を経過しているものの、以下のとおり、正当の理由（地方自治法第 242 条 2 項）が認められる。

ア 「正当な理由」が認められるには、次の 3 要件をすべて満たすことが必要である。

- ① 請求の対象となる行為が秘密裏に行われたものであること。
- ② その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえること。

③ その行為を知ってから相当の期間内に監査請求をしていること。

イ ①について、本件では、請求の対象となる財務会計上の行為は、本件要綱に基づく退職勧奨規定を適用して通常の退職金手当より大幅に加算された退職金を支払ったものであり、これについては、議会の審議もなく、また新聞報道等もなく秘密裏に行われており、①の要件を満たしている。

②について、本件では、確かに、吉澤澄久が定年前に一般職を退職し、平成23年6月1日付で副町長に就任するに際しては、議会での選任同意を得ていると共に、その旨の新聞報道はあったものの、本件で問題とされている退職勧奨規定を適用して通常の退職金より大幅に加算された退職金を支払ったという本件財務会計上の行為については、役場関係者の内部情報により初めて発覚したものであって、そこで原告らは初めて情報公開請求を行う動機を得たものである。そして、情報公開請求を行った結果、入手した書面により、初めて退職勧奨規定を適用して大幅に増額された退職金を支払ったという本件財務会計上の行為を覚知するに至ったものである。従って、本件は、住民が相当の注意力をもって調査しても客観的にみて知ることができなかったといえ、②の要件を満たしている。

③については、以下のとおり要件を満たしている。

原告竹村幸宏が情報公開請求により書面の開示を受けたのが平成30年3月7日及び同月15日であり、上記書面の開示により本件財務会計上の行為の不当かつ違法性を覚知するに至った。そこで、原告らは、当初、本件財務会計上の行為が松川町によってなされた行為と考え、平成30年4月4日付で松川町監査委員に対し住民監査請求をなしたが、同年5月15日付で請求を却下された(甲9)ので、同年6月12日長野地方裁判所に損害賠償請求の住民訴訟を提起した(長野地方裁判所平成30年(行ウ)第9号)。ところが、同訴訟の被告から本案前の答弁として、本件財務会計上の行為は長野県市町村総合事務組合が行った事務であることが改めて指摘さ

れたので(甲10),原告らは,同年9月6日付で上記訴訟を取下げ(甲11),改めて同年9月11日付で長野県市町村総合事務組合に対し住民監査請求をなしたものである(甲7)。

従って,本件監査請求が相当の期間内になされていることは明らかであるといえる。

7 結論

よって,原告らは,被告に対して,地方自治法242条の2第1項4号前段の規定に基づき,吉澤澄久及び深津徹に対し,連帯して,前記損害額533万3652円及びこれに対する吉澤澄久に退職手当を支給した日以降の日である平成23年7月1日から支払い済みに至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の賠償請求をすることを求める。

証 拠 方 法

平成30年12月3日付証拠説明書(1)のとおり

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	証拠説明書(1)副本	1通
3	甲号証の写し	各1通
4	訴訟委任状	6通